

千葉県地方卸売市場使用料等の滞納に係る事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉県地方卸売市場業務条例（令和2年千葉県条例第15号。以下「業務条例」という。）第66条第1項に規定する使用料及び同条第2項の規定により使用者が負担することとされる費用（以下「使用料等」という。）を納付しない者（以下「滞納者」という。）に対して行う納付指導等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(債権管理台帳の整備)

第2条 滞納者に対しては、債権管理台帳を整備する。

2 債権管理台帳は、概要（様式第1号の1）、対応経過記録（様式第1号の2）及び未納額明細書（様式第1号の3）で構成する。

3 債権管理台帳に記載する事項は、次に掲げるものとする。

(1) 債権の名称

(2) 滞納者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事業所の所在地、商号又は法人名称、代表者職・氏名及び役員名）

(3) 債権の金額

(4) 保証金の金額

(5) 財産の状況

(6) 対応経過

(7) 履行状況

(8) 納付期限

(9) 時効完成日

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(督促)

第3条 滞納者に対しては、納付期限後20日以内に、督促状（様式第2号）を送付する。

2 前項の督促状で指定する使用料等の納付期限は、発した日から起算して10日を経過した日とする。

(催告)

第4条 前条第1項の督促状を送付した日から1月を経過してもなお使用料等を支払わない滞納者に対しては、催告書（様式第3号）を送付する。

2 前項の催告書で指定する使用料等の納付期限は、前条第2項を準用する。

(納付期限の延期)

第5条 滞納者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の6第1項第1号から第3号のいずれかに該当すると認められる場合は納付期限を延期することができる。

2 滞納者が納付期限の延期を申請しようとするときは、納付期限延期申請書（様式第4号）を提出しなければならない。

- 3 前項の申請を受け付け、第1項に基づき認められる場合は、納付期限延期承認通知書（様式第5号の1）により通知する。
- 4 前項の納付期限延期の期間は原則1年以内とし、1年以内に完納しない場合は、延期した期間内に再度残額部分について、必要に応じて納付期限の延期の申請を受けるものとする。
- 5 第2項の申請を受け付け、第1項のいずれにも該当しない場合は、納付期限延期不承認通知書（様式第5号の2）により通知する。

（納付指導）

第6条 滞納者に対して電話、訪問又は呼出しにより納付指導を行う。

- 2 呼出しによる納付指導の場合は、呼出し状（様式第6号）を送付する。
- 3 第1項の納付指導は次の各号に掲げる場合に行う。
 - （1）第3条第2項の規定に基づき督促状で指定した納付期限までに納付しない場合
 - （2）第4条第2項の規定に基づき催告書で指定した納付期限までに納付しない場合
 - （3）その他、長期の滞納の場合
- 4 第1項の納付指導は、次の各号に掲げる事項について行う。
 - （1）使用料等は当初の納付期限内に納付すること。
 - （2）滞納している使用料等は速やかに納付すること。
 - （3）使用料等を当初の納付期限内に納付しない場合は、千葉県税外収入金に係る延滞金の徴収に関する条例（昭和39年千葉県条例第34号）第2条及び民法（明治29年法律第84号）第419条第1項の規定に基づき、延滞金又は遅延損害金を徴収すること。
 - （4）使用料等を当初の納付期限内に納付しない場合は、業務条例第68条及び第69条の規定に基づき報告、検査及び改善措置命令の措置をとることができること。
 - （5）使用料等を3月以上滞納した場合は、業務条例第12条第1項、第22条第4項又は第32条第4項の規定に基づき、預託している保証金を滞納している使用料等に充てることができること。
 - （6）前条第1項の規定に基づき、納付期限を延期することができること。

附 則

この要綱は、平成14年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

様式第1号の1

債権管理台帳
概要

債権の名称		債務者コード	
-------	--	--------	--

商号又は 法人名称		法人設立 の年月日	
代表者 職・氏名			

主たる事業所 の所在地 (法人)		住所 (代表者)	
電話		(備考)	
		(備考)	

役員	氏名	備考

債権	債権名	金額(円)	備考
	計		

保証金	保証金名	金額(円)	日付	備考
	計			

財産		

備考	
----	--

督 促 状

様

下記の金額が納付期限までに未納となっておりますので、下記指定納付期限までに、先にお送りした納付書で至急納付くださいますよう督促いたします。

なお、すでに納付している場合は、行き違いですので、ご了承ください。

※延滞金又は遅延損害金

当初の納付期限までに納付されなかった場合には、その期限の翌日から納付の日までに応じ、千葉市税外収入金に係る延滞金の徴収に関する条例（昭和 39 年千葉市条例第 34 号）第 2 条又は民法（明治 29 年法律第 89 号）第 419 条第 1 項に基づき、延滞金又は遅延損害金がかかります。

年 月 日

千葉市長

記

指定納付期限 年 月 日
金 額

内訳

年度	区分名	金額	当初の納付期限

※ 督促状で指定した納付期限までに納付されなかったときには法的手続を進めることがあります。

（公債権の場合）審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第 3 号

催 告 書

様

あなたが千葉市に納入すべき下記の金額が、未だに納付されておられませんので、本書到着次第直ちに納付してください。

なお、すでに納付している場合は、行き違いですので、ご了承ください。

また、納付書がお手元にはない場合は、お申し出ください。

※延滞金又は遅延損害金

当初の納付期限までに納付されなかった場合には、その期限の翌日から納付の日までに応じ、千葉市税外収入金に係る延滞金の徴収に関する条例（昭和 39 年千葉市条例第 34 号）第 2 条又は民法（明治 29 年法律第 89 号）第 419 条第 1 項に基づき、延滞金又は遅延損害金がかかります。

年 月 日

千葉市長

記

指定納付期限 年 月 日
金 額

内訳

年度	区分名	金額	当初の納付期限

※ 催告書で指定した納付期限までに納付されなかったときには法的手続を進めることがあります。

納付期限延期申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

住 所 (主たる事業所 の所在地)		職 業 (業 種)	
商号又は 法人名称		電話番号	
氏 名 (代表者職・氏名)	(※) 本人が手書きしない場合は記名押印してください。	メールアドレス	@

現在未納となっている 及びその延滞金（遅延損害金）について、下記の事由により、納付期限を延期して下さるよう申請します。

なお、下記の各納付期日の支払いを怠り、その金額が 円に達したときは、次の①～③に同意します。

- ①当然に期限の利益を喪失する（納付期限の延期が無効になる）こと
 - ②公債権の場合、千葉市税外収入金に係る延滞金の徴収に関する条例に基づく延滞金を納付すること
私債権の場合、民法404条規定の法定利率による遅延損害金を納付すること
 - ③千葉市が予告なく法的措置（訴訟、強制執行等）を行うこと
- また、延滞金（遅延損害金）は元金完納後に支払います。

事 由	
-----	--

未納金額は、別紙「未納額明細書」のとおり

回 数	納付額	納付期日	摘 要
第 1 回		年 月 日	
第 2 回		年 月 日	
第 3 回		年 月 日	
第 4 回		年 月 日	
第 5 回		年 月 日	
第 6 回		年 月 日	
第 7 回		年 月 日	
第 8 回		年 月 日	
第 9 回		年 月 日	
第 1 0 回		年 月 日	
第 1 1 回		年 月 日	
第 1 2 回		年 月 日	

納付期限延期承認通知書

年 月 日

様

千葉市長

年 月 日付け申請の の納付期限の延期について、
申請のとおり下記の内容で承認したので通知します。

1 納付計画

回数	納付額	納付期日	摘要
第1回		年 月 日	
第2回		年 月 日	
第3回		年 月 日	
第4回		年 月 日	
第5回		年 月 日	
第6回		年 月 日	
第7回		年 月 日	
第8回		年 月 日	
第9回		年 月 日	
第10回		年 月 日	
第11回		年 月 日	
第12回		年 月 日	

2 特記事項

(1) 上記の各納付期日の支払いを怠り、その金額が 円に達したときは、当然に期限の利益を喪失するとともに、千葉市税外収入金に係る延滞金の徴収に関する条例に基づく延滞金及び民法404条規定の法定利率による遅延損害金を納付すること。
(2) すでに発生している当初の納付期限から納付期限の延期決定日までの期間に係る延滞金（遅延損害金）を納付すること。

納付期限延期不承認通知書

年 月 日

様

千葉市長

年 月 日付け申請の の納付期限の延期について、
次の理由で不承認としたので通知します。

理 由

(公債権の場合) 審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

年 月 日

様

千葉市長

呼 出 し 状

あなたは、下記の金額を長期に滞納しており、これまでの再々の納付催告にもかかわらず、いまだに納付されていません。

つきましては、事情等をお聞きしたいので下記により、必ず来場してください。

記

1 日 時 年 月 日 () 時 分

2 場 所

3 金 額 円

内訳

区分名	件 数	金 額

4 その他

(1) 来場の際には、経営状況の確認できる書類（決算書又は財務諸表、預貯金通帳等）を持参してください。

(2) 指定した日時に来場しない場合には、法的手続を進めることがあります。